

「みなし雇用導入を」

A型事業の団体が見解

就労継続支援A型事業所全国協議会（全A

ネット、理事長久保寺一男・社会福祉法人進和学園統括施設長）

は2月24日、企業が障害者の授産施設に仕事を発注することを促す

「みなし雇用制度」を導入するよう求める考えを、横浜市内で開いたシンポジウムで明らかにした。

みなし雇用の対象になれば、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度上、発注した企業の雇用実績になる。それにより、A型事業所の仕事が増えたと判断した。障害者が直接雇用されることを目指しつつ、過渡的な手段として仕事の発注を促すことを求める。



みなし雇用が必要と語る久保寺理事長（右端）

の懸念が全Aネット内にもある。そのため、一定の雇用率を達成している企業に限って認めるなど条件を付けることで安易なみなし雇用が広がらないようにしたいと考えた。

は23日に開いた「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」で両国の制度を紹介した。日本には就労継続支援B型事業所など所定の要件を満たす団体に発注した企業に特別調整金を支給する「在宅就業障害者支援制度」があるが、A型事業所への発注は同制度の対象外だ。

福祉サービスであり雇用契約に基づき最低賃金の保障が義務付けられるA型事業所では、「良質な仕事を確保することが一番の課題」（久保寺理事長）だ。A型事業所の7〜8割は、障害者による就労の売り上げでは賃金を賄えていない。

昨年、A型事業所が相次いで閉鎖し、障害者が大量解雇された問題も、事業所が最低賃金を払えるだけの仕事を確保できなかったことが一因とされる。厚労省によると、2017年4月時点でA型事業所は3630カ所あり、約半数が営利法人。利用者は6万6894人で精神障害者が約半数を占め最も多い。15年度の平均賃金（月額）は6万7795円で06年度よりも

4割減っている。十分に仕事を確保しないまま開設し、障害者の就労時間を短く抑える事業所を厚労省は問題視。18年4月の障害報酬改定では、A型事業の基本報酬を障害者の平均就労時間が長いほど高く設定する。

全Aネットは15年2月に発足し、会員事業所は現在230。営利法人が6割、社会福祉法人が3割を占める。18年度はA型事業所を独自の指標で評価・認定する仕組みづくりの検討を進める。

（福田敏克）